

## 市庁舎問題等調査特別委員会会議録

### 招 集

令和2年2月13日（木）午前10時 議会委員会室

### 出席委員（8名）

（委員長）戸田 隆次 （副委員長）三嶋 秀文  
今城 雅子 岩崎 康朗 遠藤 通 中田 利幸  
西川 章三 又野 史朗

### 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

【総務部】辻部長

[調査課] 塚田課長 東森行財政調査担当課長補佐

[総務管財課] 瀬尻課長

### 出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 森井議事調査担当局長補佐

### 傍 聴 者

安達議員 石橋議員 伊藤議員 稲田議員 岡村議員 奥岩議員 門協議員

前原議員 渡辺議員

報道機関2社 一般1人

### 協議事件

- ・ 前回の委員会において要請があった資料説明について
- ・ 今後の検討項目の抽出について
- ・ 常任委員会との区分について

### 午前9時59分 開会

○戸田委員長 ただいまより市庁舎問題等調査特別委員会を開会いたします。

それでは、レジュメに従いまして、協議事件3件について、進めてまいりたいと思います。

まず、一番初めに、前回の委員会において要請を行いました資料の提供等がございましたので、当局のほうから説明求めたいと思います。

塚田調査課長。

○塚田調査課長 それでは、先回の委員会において資料の提出要望がございました資料、本日は資料6点用意をさせていただいておりますが、これについて説明をしていきたいと思っております。

最初にですが、実は委員長、副委員長から資料を早目にとということで提出を要請されておりましたが、私どもの事情で少しぎりぎりになってまいりまして、まずはこの点についておわびを申し上げたいというふうに思います。

それでは、資料説明に移らせていただきます。

1点目の資料でございます。資料1、投資的事業の事業費並びに庁舎の整備予定時期及び概算事業費という資料を用意しております。

岩崎委員から御要望があったものでございまして、中期投資的事業、中期財政見通しと庁舎の再編との整合がわかる資料ということで御要望があったものでございまして、表の見方について御説明をさせていただきます。

一番左の欄、向かって左の欄、令和と書いております。これが令和2年から始まる年号でございます。

真ん中、その隣の欄でございますが、これは元年度の中期財政見通しに示された投資的事業の額がそれぞれ抜き差しして書いております。次のページには中期財政見通しの抜粋資料をつけておりますので、これと同じ額が抜き差しをして上げてあります。

それと一番右側の大きな欄ですが、それぞれ本庁舎、第2庁舎、糶町新棟、それとふれあいの里、淀江支所、旧職安、簡易庁舎ということで、現在においてこの中期財政見通しの中の投資的事業の中に勘案されている事業について塗り潰しをしてあります。改修時にそれぞれの庁舎の経年が書いてありまして、改修の予定があるのについては経年の欄に改修とか、あるいは取得とかいうふうに、新築とかいうふうに書いてありますが、こういう項目予定されてるものについてこの勘案されている費用額を掲載をしております。

本庁舎については、ごらんとおりでございまして、当面、令和6年ごろまでかけて、これは外壁の補修を集中的に行う。それと築37年迎えますので、設備がかなり老朽化をしておりますので、外壁改修と設備改修を集中的に行っていくということで、それらは費用が見込んであります。

第2庁舎については、これは令和6年に除去費が見込んであります。

糶町新棟については、令和5年に7億8,000万ということで、これイニシャルコスト、建築費でございます。これが見込んでございます。

ふれあいの里については、当面、ここ10年の中では今のところは見込んではいません。ふれあい里については、当面庁舎機能の見直しを行うということで、レイアウトの改修やそういうものも予定はされておりますが、現在のところ正確な改修費やそういうものまだ見積もりとっておりませんので、それがわかり次第こちらのほうにまた上がってくるというふうな段取りでございます。

淀江支所については、少し先になります。築45年時点で長寿命化改修を行うということ想定しておりますが、令和17年、約8億程度の予算が、事業費が必要じゃないかというふうに見込んでおりますが、これも中期財政見通しの中では勘案されておられません。

続いて、旧職安の取得費と改修費でございます。令和2年度、3年度にそれぞれ取得費、それと改修費ということで見込んでございます。

それと簡易な庁舎でございますが、令和5年に約3億ということで新築の費用を見込んであります。

これが資料の1点目でございます。

続いて、資料の2番目に行かせていただきたいと思います。

(「ちょっと委員長」と遠藤委員)

遠藤委員。

○遠藤委員 1枚ごとに意見があつたり聞きたいことがあればちょっと諮ってもらえんかな。一枚一枚の説明が終わった際にな。

○戸田委員長 一枚一枚。

○遠藤委員 うん。ちょっとざっとしたら、全部後からしとったらなかなか覚えられん。だけん、今の説明、資料1が終わったわけだけん、ここで何かあれば聞かせてもらう、そういうことにしてほしい。

○戸田委員長 よろしいですか。皆さん、いいですか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 じゃあ、資料1、2、3、4、5、6あるわけですけど、それぞれで一応終わり次第質疑応答をしたいというふうに。

じゃあ、御意見を。質疑ございますか。資料1について。

遠藤委員。

○遠藤委員 一番下の括弧書きに書いてある改修事業費、改修単価と書いてありますね。そここのところの新築建築単価450万円、平米当たりの掛ける60%、この450万というものの数字は、平米当たりの数字はどういうふうに解釈すればいいんですか。

○戸田委員長 塚田調査課長。

○塚田調査課長 恐れ入ります。ここは間違いでございます。1,000円単位でございます。平米当たり45万円でございます。間違いでございます。訂正をお願いいたします。

○戸田委員長 1,000円単位か。

○塚田調査課長 そうです。申しわけない。

○戸田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 わかりました。いや、これ読んどって、平米当たり450万もかけて工事するって、どこに基準があんのかと思って。

もう一つ、ふれあいの里は当面改修の費用はかけてないということなんだが、この中期財政見通しの中では、問題は24年に21億というものが数字が書いてあるけども、これはどういう意味なんですか。

○戸田委員長 塚田調査課長。

○塚田調査課長 私どもの老朽化対策の一般的な手法ということで、長寿命化改修を築45年程度までに行うということで方針を持っておりますので、この方針に従いまして、築45年目を迎える24年に長寿命化改修を行うということで、概算費用になりますが、計上させていただきます。

○遠藤委員 わかりました。

○戸田委員長 よろしいですか。

じゃ、資料1についてはよろしいですか。

じゃ、資料2に移りたいと思います。よろしくをお願いします。

○塚田調査課長 では、資料の2番目です。主な庁舎の再編実施前後の職員数等の比較という資料を掲げております。

職員数等については、令和元年12月1日現在のものを掲げております。

これは岩崎委員から御要望があったもので、庁舎再編の実施前、実施後で部局がどのように動くのか、あるいは職員数がどのように変わっていくのかというようなところを明らかにしてほしいということで御要望があったものでございます。

1ページ目が、これが各庁舎ごとの動きというのを1ページ目からまとめておまして、(1)番に本庁舎でございます。これが本庁舎に現在入っている部局の全てでございますし

て、それぞれの職員数、それとこのたびは事務スペースのことを考慮しますと本市に多数在籍します非常勤職員もあわせて考慮すべきだということで、非常勤の職員の人数もあわせて勘案をするというような格好にしております。実施前後でこのような動きになってくるということです。

右側の増減の欄に数字が入っているものが再編によって移転の対象となるようなこと、あるいは受け入れの対象となるものでございます。

欄外には、ふれあいの里へ移転でありますとか、糺町新棟へ移転というような格好でそれぞれの再編の内容が記載してございますので、確認をいただきたいと思います。

最終的にはこれを、再編後になります。現状と比較をしますと西部総合事務所から36名の職員を受け入れた後でございますが、81名の職員の減ということになります。

2ページ目に移らせていただきますと、2ページ目は同じように第2庁舎が記載してございます。第2庁舎は、既に申し上げてるように廃止・除却の方針でございますので、建物自体がなくなるということで、現在130名の職員がおりますが、これがゼロになるということで、130人の減というような予定でございます。

あと、ふれあいの里でございます。施設機能の見直しの予定をしておりますが、実施前については56名、今これは現状の職員でございますが、これが本庁舎からの移転、第2庁舎からの移転ということがありまして、都合142名になるということで、86名の増員というのを見込んでいます。

続いて、糺町の新棟でございますが、鳥取県との共同整備によって本市が使用する部分を今整備をしようとするところですが、これが実施前はゼロでございますが、実施後、完成後になると受け入れとしては82名の職員、本庁舎から受け入れるということになる予定をしております。

(5)番目が簡易庁舎でございます。旧庁舎新館の除却後に敷地を活用して建設することを検討してるものでございますが、建築後には79名の職員を受け入れるということに予定をしております。

次の2として、まとめ資料をつくっております。

(1)番、これまでの各庁舎ごとの動きを一覧にまとめたものでございます。本庁舎は81名の減、第2庁舎は廃止・除却によって130名の減、ふれあいの里は86名の増、糺町新棟は新築ということで82名の増、簡易庁舎については79名の増ということでございますが、この点についてちょっと1点お断りを申し上げておきたいと思いますが、本庁舎がこのたびの再編で81名の減がございます。それと簡易の庁舎ということで新たに建設するものが79名のことにしておりますが、単純にこれ数だけを見ますと簡易庁舎の建設が必要ないのではないというような印象も受けるんですが、実は本庁舎につきましては現在会議室はかなり不足してる状況にあります。それと特に1階職場になります。職員が背中と背中がくっついたりということで非常に狭隘なスペースで事務をさせておりますので、そういった慢性的な事務スペース不足があるということ1点御承知おきいただきたいというふうに考えておきまして、そのようなことを考えた上でもあるいは簡易庁舎の建設までは必要ないのかもしれない。できれば簡易庁舎の建設しないで済むような方法を考えたいということで、そういうような過不足が若干生じるような場合であればさきに申し上げたとおり近隣の賃貸物件などを活用するような方法も柔軟に考えて

まいりたいと、このように思っております。

(2) 番目は、各庁舎ごとの再編前後の入居部局数と課数を参考までに示しております。  
資料2の説明は以上でございます。

○**戸田委員長** 資料2の説明は終わりました。

質疑ありましたら。

西川委員。

○**西川委員** ふれあいの里なんですけど、86名ふえるという、これのイメージ図ちょっと教えていただきたいんですけどね。

○**戸田委員長** 塚田調査課長。

○**塚田調査課長** ふれあいの里、具体的にはこれはレイアウト変更をして、これら職員を受け入れることとなりますが、まだ実は詳細なところについては詰め切るような段階には至っておりませんでして、それと実はふれあいの里でかなりのスペースを使用しております社会福祉協議会の事業をどうするのかということも少し絡んでくるがございますので、そのあたりの様子を見ながら具体的に庁舎をどのように、施設をどのように使うのかということは今のところですとできれば今年度のうちにある程度レイアウト案やそういうものまで持っていきたいというふうに考えておりますので、その際には改めてお示しをさせていただきたいというふうに思っております。

○**戸田委員長** 西川委員。

○**西川委員** ということは第1の資料で、ふれあいの里は金かけずみたいなイメージなんですけども、これはまたほんなら変わるということでよろしいですか。

○**戸田委員長** 塚田調査課長。

○**塚田調査課長** 現時点において具体的にどのような工事を必要とするのかというところがまだ積算ができておりません。実は担当課、今、健康対策課がこの庁舎を所管しておりますが、そういうようなレイアウトの大幅な変更と外壁の補修やそういうようなものもあわせてしたいということで、今内々には調整を進めておりますが、具体的な数字をはじくような段にはまだ至っておりません。

○**戸田委員長** 西川委員。

○**西川委員** さっき遠藤委員がふれあいの里についての改修の話出したときにちゃんとその辺を説明をきちんとしといてください。まるっきりかからんみたいな言い方してて、後でわかりませんよというのはちょっとおかしいじゃない。ちゃんとこれはある程度レイアウトできたらこれだけはきちんと示してほしいと思う。よろしいです。

○**戸田委員長** 塚田調査課長。

○**塚田調査課長** 積算ができ次第お示ししたいというふうに考えてます。

○**戸田委員長** よろしいですか。

○**西川委員** はい。

○**戸田委員長** ほかにございませんか。

(「ちょっと」と遠藤委員)

遠藤委員。

○**遠藤委員** 関連して聞くけども、ふれあいの里で、これビジョンの中では大改修をするということは前提に書いてあったんじゃないかと思うんだがんな。それからその中でもう

一つは、老人福祉センター、これは廃止するだけということも表明されてると思うが一般的な。その辺のところというものは、これは関係ないわけ、施設機能と。

○戸田委員長 塚田調査課長。

○塚田調査課長 関係がないわけではございませんで、老人福祉センターについては老朽化して維持費も相当額になるような、やはり入浴施設の廃止というのは、これは予定をしまするので、入浴施設の廃止に伴いまして老人福祉センターというのは要件を欠くこととなりますので、廃止というのは予定をしているところでございます。

それと大改修でございますが、ビジョンの中ではそういう大幅なレイアウト変更とあわせてかなりの大きな規模の改修工事もということでおりましたが、少しちょっと今まだ実は建築年が非常に浅いということで、そこまで躯体に大きなダメージはないということで、本当にそこまで大きなものが必要なのかということもあわせてちょっと今検討しております、ただし、来庁される来庁者の方なんかの安全確保の面がありますので、外壁改修とかそういうものについてはちょっと急ぐだろうということで、当初予定しておりました長寿命化改修のようなかなりお金がかかるような改修まではこのたびは予定は、予定しなくても済むのではないかなというようにしておりますが、いずれにしても改修の内容につきましては積算をした上でお示しをしたいというふうに考えております。

○戸田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 僕はこの資料2の流れというものは認めたくないんだけど、あえて聞いておきたいと思うんだけど、3の3に載っておる、(2)のところの教育委員会、本庁舎。これ生涯学習課を指しているんじゃないかと思うんだけど、その再編に当たってやっぱりこの今の教育委員会を市長部局に置かなきゃいけないんだろうかというのが率直な疑問を抱くところなんです。これ生涯学習課は市長が監督するわけじゃなくて、教育委員会が監督するでしょ、教育長が。それをなぜこういうふうに分けていくのかいうところは、再編するならこれ教育委員会のほうにまとめたほうが話はしやすいんじゃないかと思うんだけど、その辺の考え方というのはやっぱり変わらんわけ。

○戸田委員長 塚田調査課長。

○塚田調査課長 現在本庁舎の4階に生涯学習課がおりまして、地域振興課と並びで、公民館を共管ということで、公民館と地域のあり方を検討させているところでございまして、この共管の体制というのは暫定的なものではないかというふうに考えております。行く行く公民館のあり方や地域づくりのいろいろな考え方がまとまったときには、現在の共管というスタイルを解消するような格好になるかというふうに思っておりますが、今はまだそういうスタイルが必要だというふうに判断しておりますので、今時点においてはこういうような格好で市長部局の中に一つ、生涯学習課を配置をして、地域振興課と共同で作業に当たらせるということは必要ではないかというふうに考えてます。将来的には遠藤委員がおっしゃるような考え方に基づいてそのあたりを整理するような格好になると思っております。

○戸田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 これは深堀りするような内容ではないけども、共管をするということの成果は上がってるわけ。今、事務上そういうふうに市長部局に置いて、公民館の絡みがあるんで地域政策課を含めて共管をするんだというやり方でやるとるが、成果は上がってる

わけ、事務効果として。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 私も実は昨年課長として地域振興課にりましたが、やはり隣り合わせでやるということでかなり効果はあるように、ただ、目に見えるような効果が今のところ上がってきてるのかということになりますと、少しどうかなというところもありますが、着実にその辺の見直しというのは進んでいるものというふうに感じてますし、近々恐らく地域のあり方やそういうものに対する方針というのも担当部署から示されるんじゃないかというふうに思ってます。

**○戸田委員長** いいですか。

岩崎委員。

**○岩崎委員** 前回のこの委員会でお示しいただきました下水道のことなんですけども、きょうこの資料にはちょっと表記されてなかった。まず下水道の中央ポンプ場とあの辺の棟が旧耐震で、第2庁舎と同じぐらいの危機感を持っているということで、一応副市長のほうからあの棟そのものをもう廃止の方向で考えてるということなんですよ。

きょうこの資料をいただく限りではその下水道部の職員とか、その辺の周辺のところの移動というところもちょうと表記ないもんですから、その辺の考え方をちょっと教えていただきたいなと思います。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 下水道部については、別途そういったような説明があったと思いますが、今新しい事務所についてどのようにするのかということを検討を進めているところでございます。

それと下水道のポンプ場のストックマネジメント計画もありますんで、その辺との兼ね合いもありまして、この中では特には触れておりませんが、今のところは聞いておられるとおり下水道事務所は単体として整備をするような大まかな方向ではないかというふうには感じておりますが、これもまた整備計画なりが、整備方針等が詳細決まりましたら改めてお示しをしたいと考えています。

**○戸田委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** あとその下水道に比べてですね、皆生処理区のほうの棟、そのスペース的にも随分と広い敷地ではあります。あの棟の中もかなりあきがあるんじゃないかなっていうふうにも思ってるんですけど、そこが全然その対象になってないというのもちょっと不思議だなと思っておりまして、何か検討されてるのかどうなのか教えてください。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** この庁舎の再編ビジョンをまとめるに当たりまして、基本的には必要最低限の投資ということで既存の施設を活用できるものは十分に活用しようということで、当然ながら皆生の施設についてもあきスペースがどれぐらいあるのかとか、そういうような把握を行っておりますが、ただ、市庁舎の事務スペースとして使用するには少しどうかなというところもありまして、このたびの庁舎の再編の中では具体的には想定はされておられません、御承知のとおり私ども、オフィスの中にも相当数の文書やそういうものがあります。行く行く空きスペースがあればそういう書庫として活用したり、そういうことも念頭に置いて、行く行く活用する可能性はあるんじゃないかというふうには感じておりま

すが、当面これに使うというような予定というものはありません。

**○戸田委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** 大体わかりました。結局今まだすぐお示しする段階ではないけども、いずれ下水道のほうにも建物を、これはもう手を入れていかなきゃいけないだろうということでありました。

ちょっと済みません。資料1に戻るんですが、申しわけない、ちょっと私がかかってないだけかもしれませんが、旧職安に関して取得、もう早速令和2年取得、令和3年の改修ということになっています。この辺の今後の使い方とか、そういったものがもうかなり明らかになってるもんなんじゃないでしょうか。ちょっと私に知らないだけかもしれないけども、教えていただきたいと思います。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 庁舎再編ビジョンの折にも説明をさせていただきましたが、庁舎、旧ハローワークを取得してどういうふうを活用するのかという点でございますが、まず1点目が1階部分、大ざっぱな話だと思ってやってください、1階部分につきましては、改修工事を行いまして、それと機械ごとの改修、あるいは排水の改修なども行いますが、1階部分については旧庁舎の新館部分を取り壊すことによって移転をお願いする市の外郭団体さんにお入りいただくというふうに思っております。

それと2階部分については、同じように旧庁舎の新館部分の横に車庫の上に大きな倉庫がございまして、そこに選挙の物品ですとか、課税資料でありますとか、かなりの物品や書籍が入っておりますので、それを2階部分に持って行って、2階部分は書庫、物品庫というふうにして使おうと、このように活用は考えております。以上です。

**○岩崎委員** わかりました。

**○戸田委員長** ほかにございせんか。よろしいでしょうか。

では、資料3を説明を願いたいと思います。

**○塚田調査課長** そういたしますと資料の3番、これだけA3の大きなものになっています。岩崎委員からのお求めがあったと思います。市役所のコンパクト版ロードマップ、そういうものをちょっと示してほしいということでもございました。

それで実は市役所のコンパクト化といいましてもそれ単体で行うわけではございませんでして、米子市の総合窓口整備にあわせていろいろな動きの中で一連に進めていきたいというふうに考えておりまして、資料としましては米子市総合窓口整備（ICT化）ロードマップ（案）ということにしておりますが、こういうような形で進めていきたいというふうに思ってます。簡単に説明します。

そうしますと上のほうに年号を入れとります。令和元年からもうスタート、一部スタート切ってるものもありますんで、こういうのもひっくるめて令和6年までのスケジュールを示しております。

一番上には国のデジタル・ガバメント実行計画といいますが、国の動きのほうに記載をされております。

その下の部分が米子市の取り組みでございまして、取り組みをどのように進めていくかといえますと、このように3本の柱に整備をしながら庁内の取り組みを進めてまいりたいと思っております。

1点目がAI・RPAですね。これ職員が今行っております単純労務や手作業、非常に大きな手作業がありますが、こういったものを徹底的にAIやRPA化を図って、手数を減らしていくという作業でございます。これについてはもう一部着手しております。これについては保育所のAI入所の選考システムというものを試行的に走らせております。今検証しておりますが、一部できるところからどんどん進めていきたいというふうに思っております。

それと国の補助を受けて今スマート窓口構築ということで、子育て部門の事務を一連的に処理をするというような試みをしておりまして、これについてもモデリングといたしまして、実装化の手前の段階までの成果というのが今出ておりまして、国に報告をさせていただいたところでございます。今後は、こういったモデリングを実施、具体的に動かしていくような作業の段階に入っていきたいというふうに思っております。

それと市民向けのサービスでございます。多言語アプリでありますとか、母子手帳のアプリでありますとか、そういったものももう既に着手をし始めてるようなものもありますが、こういう市民向けのサービス、電子申請サービスでありますとか、こういうものを進めていきたいというふうに思っております。

あとは庁内の業務のICT化でございます。これ実は意外と庁内の事務、勤怠管理やそういうものというのは手作業が非常に実は多い部分でございます。システム導入やそういうものを図りながら業務の効率化を進めていきたいということで、市の取り組みといたしましては、こうした大きな3本の柱で取り組み全体を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、この件につきましては特にスマート窓口、ことしについては子育ての分野だけをモデリングといたしますか、仮想的にやるようなことやりましたが、これ全窓口に広げてまいりたいというふうに思っております。来年度の当初予算にも必要な予算額というのを今盛り込もうというようなところで動いております。予算絡みの動きということで、恐らくこういう窓口の構想やそういうものについては別途改めて御説明する機会を設けさせていただきたいというふうに思っておりますが、来られたお客様を待たせない、それと何枚も何枚も申請書を書かせないと、こういうような窓口を構築してまいりたいというふうに思います。改めて詳細が決まりましたら御案内させていただきたい、そう思っております。以上でございます。

**○戸田委員長** 資料3について説明が終了いたしました。

質疑等がございましたら。

遠藤委員。

**○遠藤委員** この資料は岩崎委員からの要請で出されたんだけど、この特別委員会で直接我々が審議する内容ではないもの、総務政策委員会あるいは他の勉強会でもやるとか、一部の議員だけが説明を受けとけばいいという話ではないと思うんで、もともとは行財政改革特別委員会があればこういうのはこういうところの土台となったはずだと思うんだけど、それを解消したからややこしくなったんで、そういうことを注文しておきたい。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 遠藤委員から御指摘もありまして、しかるべき場所でそういったような情報提供をさせていただくということを考えてまいりたいと思っております。

○戸田委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 では、資料4について説明をいただきたいと思います。

○塚田調査課長 そういたしますと、資料の4番目です。これは遠藤委員から御要望があったものでございまして、まず私が先般、口頭で申し上げた県の西部総合庁舎の新棟の整備について、具体的に紙に落としたもので示してくれというような御要望がありました。

それとあわせて、こちらのほうでちょっと独自に判断をさせていただきましたが、このたびの新棟の整備について基本的な考え方をもう一度整理させていただいたものをつけております。

1枚目でございますが、PFIの手法による新棟の共同整備の考え方をざっと整理をいたしております。

特に簡単にちょっと触れておきたい部分になりますが、3番、新棟における市の事務室部分の整備方法ということで、これ実は今までは大きな建物一つというふうに捉まえて、そのPFIの事業をどのように実施していくのかというPFIの準備段階を主に県のほうで主導してやっていたと思います。準備作業をしていただいたわけですが、これからはPFIの実施方針ややり方を定めた上で鳥取県の西部総合事務所の新棟の整備事業、そして私どもの、名前はちょっとまだわかりませんが、米子市役所の糺町庁舎の整備事業、2つの事業を並行して進んでいくようなことになるわけです。PFI事業が始まりますと、おのおの事業、県市の事業がそういう形で並行して進んでいくといくような格好になってまいります。そういうことがありまして、ただ、そのやり方につきましては幾つかの方法もございまして、今のところは県市がそれぞれ事務職員を配置してその任に当たらせるようなことは検討しておりますが、ここにも書いてありますように、県または市において新棟整備を事務委託することによって一元的に処理するようなことも可能であるというふうに考えてます。今のところはそれぞれが行いますが、こういうようなやり方も方法としてはあるということを紹介しておきます。

それと4番目でございます。ここには費用負担についてということで書いてございます。基本的にはPFIの事業はPFIで定められた時間、定められた期間においてサービス購入料というふうにして、いわゆるイニシャルコストとランニングコストを合わせたものを所定の期間支払うというようなスタイルが一般的でございまして、ただ、基本的にこれ割賦で払うというような払い方にはなろうかと思いますが、全部を割賦で払うというスタイルもありますが、実はイニシャルの一部を先払いするという方法もございまして、割賦とはいえ払い方には幾つかの方法があるということをお理解をいただきたいと思っております。

それと権原の取得ということでございまして、ここに触れてございまして、考え方はこのとおりでございまして、新棟の建設後において新棟の市の〇〇指定部分の所有権がPFI事業者から市に移転すると。県市が共同使用する場合については、県市共有して、相応の持ち分が市に移転するという考え方でございまして。

PFI、BTOという方式を予定をしております。BTO、冒頭に書いておりますが、ビルドということで建設、これは事業者が民間資金を使って建設されたものを一旦県市に所有権を譲渡される。できたものを譲渡する。譲渡した上で、県市はその事業者に対して運営をひっくるめたものでサービス購入料を一定期間払うと、こういうスタイルにしてお

ります。そういう中で所有権というものは考え方としては、こういうような整理の仕方をしております。

それと6番目は、将来において市が新棟の事務室部分を必要としなくなった場合の取り扱いということで、これらもこれまでの説明の中でもこの点危惧される方というのが多々おられまして、その場合には基本的には県への有償譲渡を検討するというふうに答弁をしまいましたが、当然ながら建物として価値があるというのが前提であり、建物として償却期間が過ぎたようなものについては有償譲渡というふうには恐らくならないと思いますが、建物の償却期間をまだ残して十分に使える状況で何らかの事業でここを使わないという場合には鳥取県への有償譲渡というのを第一に検討するという事で県と協議をするということになるかと思っております。

裏面に行かせていただきます。7番目、これまでの取り組みの経過を簡単につけております。

もともとこの新棟の共同整備の話でございますが、平成30年の8月に庁舎の再編ビジョンの、ここは状況報告って書いてありますが、この中では再編ビジョンというのをつくりますよ、こういう方向でつくっていきますよというようなことを御説明をさせていただいておりますが、そういった中で既にお話をさせていただいております。

それとここには具体的にあらわれておりませんが、31年3月の総務政策委員会の中でも作成状況といいますか、作業の進捗状況を報告をさせていただいております。

それと令和元年になりましたが、6月に総務政策委員会において、これはビジョン案をお示ししております。策定報告といいますか、具体的にはビジョン案をお示しております。

それと、済みません、ここ記載の誤りがありまして、ビジョンとして策定したのは7月になりますが、市議会の全員協議会は8月開催でございますので、これは8月の誤りでございますので、訂正をお願いしたいと思います。

8月に全員協議会ということで策定の御報告をさせていただいております。

それと9月には、新棟整備に係る県市の合意書を締結。一緒になって共同整備を進めていきますというような約束事を取り交わしたというようなところで、10月には鳥取県で準備作業が始まり、PFIのアドバイザリー事業者の選定ということで、一般財団法人日本不動産研究所がこれを受託をされて、現在も準備を進めておられるというようなところでございます。

今後の予定でございますが、これ令和元年1月に新棟整備の県市協議会、これは県市でこういうような、新棟の整備もありますし、当方に受け入れをする西部県税さんもひっくるめてですが、こういった関係部署の課長が集まりまして、具体的な連携項目やそういうものを話し合いをしていくような会議を立ち上げております。ついせんだって2回目の会合がございました。

それと実は1月中旬にPFIの事業者を選考するような審査会も設置をされておりまして、実はその第1回の会合が2月の10日にありまして、私どもから辻総務部長が……。

**○戸田委員長** 簡潔に。

**○塚田調査課長** 行っております。

今後の予定というのはざっとこのようなところで、4月に費用負担の方法等について改

めて、先ほどの話もありますが、事務をどうやって進めていくのかというようなところをちょっと3月、4月の間にここ詰めるような必要がありますので、またこれは御相談を申し上げたいというふうに思います。

以降はこういうようなざっくりした格好でございます。

それでPFIの準備作業、今大詰めを迎えとりまして、鳥取県のほうから2月中には詳細資料がお示しできるのではないかと伺っております。詳細な資料がお示しできるようになりましたらすぐ、直ちに皆さん方には情報提供させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○戸田委員長** 資料4について説明が終了いたしました。

質疑等がございましたら。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕はこの西部事務所の建設計画は賛成しかねるという立場をとっておりますが、前もって申し上げておきますが、今、2月中に詳細資料を県から提出できるということなんだけども、この内容というのはどういう詳細なんですか。詳細の内容。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** お示しするものにつきましては、PFIの実施方針というものに、それとこれはちょっと不確かですが、要求水準書の案、こういったものがお示しできるのではないかと考えてます。

(「要求」と遠藤委員)

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 要求水準書は、通常の工事でいいますと仕様書のようなもので、こういった建物を建ててくださいよというようなもの。一般の工事でいうと仕様書のようなものだというふうにイメージしていただくといいと思います。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 問題は、この県市の共同でやる建物の概要はちょっと我々ははかり知れないので、資料がなくて。だけん、何階建てのもので、どういう機能がそこに入っているのか、民間の何か一部利用する者も入れるとか、一部どっか報道があったのか、資料にあったか、それ定かでないけども、そういうこともうろ覚えであるけども、一体どげなものの規模を入れ、中の機能性というか、県と市の事務が入るほかに民間のものも入れるのかどうか、そういうもののこの全体の概要というものが計画されてるんですか、構想として。あったらそれ示してほしい。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** その点について近日中にお示しできるものと思いますので、いましばらくお待ちいただきたい。

それと民間の事業者ですが、県の説明によりますと、基本的には建物については3階建てということで、あるいは民間の事業者がいろいろ発案をされて、1階部分を店舗に使われると、そういうような御提案が出るようなことがあるだろうというふうに考えております。これも民間事業者の方の御発案ということになりますので、市から例えば1階にコンビニを入れてくれとか、店舗を入れてくれというようなことを要望申し上げるわけではありませんが、あくまで民間の方の御判断でそういう提案は出てくる可能性はあるというふ

うに思っております。

○戸田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 これ、P F I手法を入れたということは、官製工事でやるよりもメリットがあるという話だったと思うんだけど、一般的には。僕はそう解釈してるんだけど、例えばその官製でやった場合にはどれだけの事業費がかかって、P F I導入したらこれだけの事業費になりました、こういう具体的な数字というのはもう把握されてるんでしょうか。

○戸田委員長 塚田調査課長。

○塚田調査課長 そもそもP F Iの導入調査時にきちんとしたバリュー・フォー・マネーが出るのかどうかというのは確認しておりますが、具体的な整備計画やそういったものが明らかになった時点で恐らく具体的な金額というのははじけるものだというふうに思っておりますので、今時点において幾らそういうコストメリットがあるのかということとはちょっとこの場では申し上げることができません。

○戸田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 きょうは深掘りは余りしないけども、P F Iの手法によって県市で共同のものをつくるというときに、米子市は全くそういう概算事業費とかいうものを含めて判断をした結果、メリットがありますから、なら乗りますと、こういうふうに行くのか、いや、県市で共同で作業すれば何ぼかかってもええけん、やりましようやと言って乗ったのか、どっちなんだ、これ。

○戸田委員長 塚田調査課長。

○塚田調査課長 そもそもP F Iを利用する、民間資本を活用してこういった庁舎整備するというので、P F Iを活用することで当然ながらメリットがあるというのが大前提になっておりますので、その点についてはきちんと踏まえた上で事業を進めておるというふうに考えております。

○戸田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 安倍さんの国会答弁、きのうも聞いてって、同じやな話だけれども、具体的に示してほしいだがん。我々市民からすれば、やっぱり税金がどう使われるのか、税金を私たちが勝手に使いますわという行政の姿勢はあり得んわけであって、どういうふうにするんですと、こういう形でというのがはっきり見えないけん。その結果、本当にP F I手法はもうかるというか、メリットがあるんだなということにならなきゃいけない。だけど、この間の報告、5.5%か、20億のあれに対して1億の余りますわというような話書いてあったと思うんだけど、そういうことじゃなし、その5.5%、全体の事業量が何ぼで5.5%で1億になるのか。本当に官製とP F Iとの比較した検討結果、比較対照はこうなりましたというものはないと本来の事業に踏み込めんと思うんだ。ということがあって、そういう曖昧にしたのを我々審議ができないんで、その資料を事前に出してもらいたいということを重ねて要請しておきます。

それからもう一つ、これ、資料5はまた別に説明するわけか。

○戸田委員長 別にします。

よろしいですか。

○遠藤委員 はい。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。よろしいですか。

又野委員。

**○又野委員** このB T O方式、P F I手法の中で書いてあるんですけども、民間事業者が自己資金でと書いてあるんですけども、結局事業費を上げられてますよね、この西部総合事務所のほうにも、一応米子市も県もお金出すというのと、その自己資金でというのと、そこら辺のどういうふうにか考えたらいいか教えてもらっていいですか。米子市も県もお金出しますよね。

(「はい」と声あり)

ただ、ここには自己資金で施設を設計・建設して書いてありまして、その辺の考え方はどういうふうでしょう。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** この新棟整備の総費用といいますか、そういったものは、これざっくりでございますけど、約40億というふうに県は試算をしております。県市をひっくるめたものです。これはイニシャルでございます。整備費、整備した後の管理費は除いて40億ということで、イニシャルコストを40億というふうに見込んでおりまして、そのうちの県市で使用する床面積に応じて案分したもので本市は7億8,000万ほど、約8億を負担をするというような考え方で進んできておりまして、具体的にこのP F Iの事業者にお金をどのように払うのかというようなことはこれからちょっと詳細を詰めないといけないというふうに思っておりますが、基本的には先ほど申し上げたように施設を整備した後の管理費もひっくるめてそのP F Iの事業者サービス購入料として払うこととなりますので、このイニシャルプラス今後の管理費、建物の管理費の何年か分をひっくるめたものを割賦で払っていくような格好になりますが、そのときに支払いの方法が今考えられるのは2つあります。県市がそれぞれ自分の持ち分を事業費としてそのP F Iの事業者にお金を払う方法もありますし、どちらかが事務をまとめて、これ先ほど言いましたけど、事務委託などをかけるようなことによってはどちらかが一つで事務をしましょう、これ払いましたから、じゃ、米子市さんとか、じゃ、鳥取市さんというような格好で後で精算をするような方法もあろうかと。そのあたりの事務のやり方というのをP F Iの事業公募までには定めておく必要があると思いますが、お金の払い方についてを大別するとその2つの払い方があるというふうに考えてます。

**○戸田委員長** 又野委員。

**○又野委員** この自己資金というのがよくわからない。結局は県や市がお金を出すということなんですかね。自己資金という感じが全くしないので、そこら辺をどういうふうに整理したらいいのかが私。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 結局P F Iというのは、民間の資本を活用するというのが大前提になっておりまして、要するに民間でされることによって建築費の抑制が見込まれるというのが1点あると思います。そもそも公共ではなくて、民間が建物を施工される、建築施工されるということで、同じものであっても建物にかかる費用自体が圧縮できるというメリットが見込めると思います。それを建てられたら、トランスファーというか、そういう譲渡をされて、建物の所有権をもらおうと。もらったものをイニシャルもひっくるめた部分を今度

は戻してあげるというスタンスになりますので、民間の方が出資をされて建てられた建物を譲り受けることになる。

○戸田委員長 又野委員。

○又野委員 結局は出資といっても最終的に県や市がお金を出すことになると思うので、なかなか自己資金でというのは本当の意味では違うんじゃないかなという私の中では思ったところです。というのがこのPFI手法、最初国のほうが進めてきたときにいつかすくい進んだんですけども、これ建てられるところが。いろんな問題があったり、事故とかもあって、一旦全く伸びなくなっただけです。結局その後、税金を投入、国とか県とかお金出すということでまたPFI手法が少し進んできてるという話があるので、結局この民間の自己資金というよりは結局は税金のほうのお金を出して建てることというのには変わらないのではないかなと思いますので、本当にこれ基本的にPFI手法を採用すること自体が私としてはどうなのか、いかなものなのかなというところがありますので、この西部総合事務所に移ること自体も疑問に思っていますので、そこら辺でちょっと疑問を言わせていただきました。以上です。

○戸田委員長 ちょっとそこ整理しなきゃいけない。民間事業者が建てたときとその公金で建てたときとの差が比較した場合、民間業者が建てたほうが安いですよということを組み立てようなあでしょ。そこをきちっと組み立てて説明してあげないと、それがPFIのほうの基本でしょ。ちょっとその辺部分を説明できればしてあげてください。

塚田調査課長。

○塚田調査課長 委員長に今助け船出していただきました。そもそも民間がされることによって、その民間がされること自体によって同じ建物でも、要するに総工費が安く抑えられる、そういうメリットがあるということで、これを積極的に使おうということがこのPFIを使おうという、積極的に、優先的に検討しようという流れでございまして、結果的にイニシャルも含めて行政はサービス購入料払うわけですけど、それでもなおかつメリットがあるというのがPFIの手法でございます。

○戸田委員長 よろしいですか。

じゃ、遠藤委員さん。いいですか。

○遠藤委員 その今、委員長が説明を求められたけれども、スキームというかね一般的に、そういうのの絵図面みたいなものつくって来てくれませんか。そのほうがわかりやすいと思う。だからイニシャルコストでこうだとか、それから管理コストでどうだとかいうことを含めてスキームであらわしてもらえん。そして県と市の負担と民間と区別というのが見えるように、そしてその中で全体の事業費は、というのが見えるわけだから、そうするとどうなるかというのが見えてくるんじゃない。それで前も言ったけども、官製でやった場合にはその比較もあわせてできると思うので、そういうものスキームみたいな形をつくってもらえんかな。

○戸田委員長 塚田調査課長。

○塚田調査課長 用意させていただきます。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

中田委員。

○中田委員 PFI方式というのが特にこれ後のサービスといっても、そんなサービス事

業とは違うので、建物なので、ちょっと形態が特殊ですよ、P F I の方式に使う。

私は、肝心なのは、さっき最初のころに話があった、普通の建物でいうと仕様書の部分、ここの要するにどういう考え方とか、どういう機能性を求めてその建物をつくるのかというこちら側の考え方のところをかなり詰めておかないと、今度はP F I 業者選定して、要するに向こうが自分のとこのコストパフォーマンスを含めて検討した、向こうの考え方が出てしまうとその後の調整がすごくしにくくなるのがこのP F I の特徴の一つじゃないですか。使い便利の問題が後から生じたりとかさまざま。だから最初の段階のところをどういところで提案をしてもらうのかの前段の仕様に当たる部分については、やっぱりしっかり詰めていただいて、その段階のことを我々聞いとかなと、という気は私はするんですけど、そこら辺についてどうですか。

○**戸田委員長** 塚田調査課長。

○**塚田調査課長** 今、中田委員さんにおっしゃってもらいましたが、まさしく要求水準書というのはそういうような具体的な要求水準が書かれるものと思います。これが明らかになった時点では皆様方にも公表させていただいて、御意見をいただいた上でまた県のほうにフィードバックしたい、今後の作業にフィードバックするようなことは当然ながらやっていきたいというふうに思っています。

○**中田委員** ぜひそのようなどこよろしく。

○**戸田委員長** ほかにありませんか。

又野委員。

○**又野委員** 済みません。先ほどP F I でやったらコストが安く上がるという話があったんですけども、P F I、ほとんど丸投げになる状態ですので、逆に下請とか関連会社を入れて安くならないというケースもあるみたいでして、最終的にコストが上がったりというケースも全国的にあると聞いてます。その維持管理についても自分たちの関係しているところで結局やってしまうので、本当にどれだけコストが下がるのかというのは疑問視されている部分も全国的にあると聞いてますんで、本当にコストが安上がりになるのかというのはしっかり検証してみないといけないと思いますんで、よろしくお願いします。

○**戸田委員長** ほかにございませんか。

じゃあ、次の資料5に参りたいと思います。

じゃあ、よろしくお願いします。

○**塚田調査課長** では、資料の5番目に行きたいと思います。またこれも遠藤委員から御要望があったものでございます。県市の事務連携の手法やその根拠を明らかにしてほしいということでございましたので、こちらのほうには地方自治法に基づくものということで、表中にそれぞれの連携の手法の例、制度の概要、議会の議決の要否等を取りまとめております。

中でも一番上の連携協約、それと5番目の事務の代替執行ということにつきましては、これは平成26年5月30日に創設ということになりますが、自治法の改正を受けて自治体間の連携の強化やそういうものを国が狙って、自治法改正ということで新たに創設をされたものでございます。手法としては、具体的にはこういうようなものがございます。

それと裏面には米子市民自治基本条例と米子市における民間事業者等との連携協力に関する基本方針ということで、この中にうたってある国県との連携あるいは他の自治体との

連携という部分を抜き差しをしておりますので、参考までに確認いただきたいと思います。

ただし、今回の、実は新棟における隣接して都市整備部が業務を行う、あるいは県西部総合事務所を本庁舎に受けて事務を行う、これにつきましては従前は国、県との協力というのは行われてきたわけでございまして、そうした従前の取り組みをさらに強化をして、最大限に効果を発揮するというのを念頭に行うものでございまして、今のところはこの1番に示したような連携手法については想定されるような事務はありません。しかしながら、実際にそういった中で連携を進めていく中では将来的には業務の効率化や、あるいは住民サービスの拡充や、そういうものの観点からこういった手法をとったほうがよいのではないかというふうに、こういうふうな手法に発展するようなものは出てくる可能性はあるというふうに思っておりますが、今時点ではこうしたような自治法における連携というのを想定した事務というのをございませぬ。以上でございます。

済みませぬ。もう1点です。それと実は県市協議会というものの、先ほども話をしましたが、県市の幹部職員で、課長連中ですね、集まって会をつくっております、今その具体的な連携項目の洗い出し、どのように事務を進めていくようなことを協議を開始したところでございます。令和2年度中には具体的にこういう項目について県市連携で行っていくというようなところを取りまとめたというふうに思っております。また、その会の途中経過についても必要に応じて情報提供してまいりたいというふうに思っております。

それとあわせてでございますが、具体的な事務連携もあります、県市におけるこの事務の連携のあり方やそういうものもこの協議会の中で少し詰めてまいりたいというふうに今ちょっと思っております、そういった動きについてもあわせて報告をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

**○戸田委員長** 資料5について説明が終了しました。

質疑等がございましたら承りたいと。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 資料の4のところの裏面でこれまでの取り組み経過というものの中で令和元年の9月に新棟整備に係る県市合意書の締結というのがありますね。これはどういう意味なんですか。これは、議員に総務部長名でメールで送ってきたものの内容を意味してるんですか。そしてその協定の意味というのはどういう意味を持っているんですか。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** これメールでお示しをしたとおりでございまして、県市で共同でPFIでこうした新棟整備に向かっていくというようなことを県市でやる。何も約束がないままに進めるわけにはなりませんので、そうした基本的な約束を結んだ上で事務を進めていきましようということで締結をしたものというふうに理解をしています。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** これは公印が使ってありましたよね。その連携協約のそれぞれにある議会の議決要件には該当しなかったんですか、それ。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** ここでいう自治法でいうものには該当しないというふうに理解しております。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

○遠藤委員 何で該当しないという理解だったんですか。

(「なぜ」と声あり)

○戸田委員長 議決要件じゃなかったのかと。

遠藤委員。

○遠藤委員 これは非常に僕は簡単に言葉で解釈して、事の経過を落としてしまうような話じゃないと思う。公文書で市長の公印を使って知事と協定を結ぶということは、単なる話し合いをしましょうねというような話ではないと思う。そういう業務やっていますと、このことを契約をすることになるでしょ。つまりそうなってくるとそれは締結処理をするという、この252条の2で定めてる議決要件に当たるんじゃないの。それがあって初めて公印を使って知事と協定を結ぶと、締結をする。これは僕は地方自治法の解説を読んだら、そう受けとめた。で、だ、それが何でなのかわからないと、今説明ができないよ、なんだけど、合意書だから話が違いますという話は違うと思う。連携して事務をするに当たって協定を結んだ、公印を使ったということは、これは地方自治法の定めにある議会の議決要件を満たしていかなくちゃいけない部分じゃないのかと。それを飛び越えてやったと違うの、これ。

○戸田委員長 塚田調査課長。

○塚田調査課長 詳細ちょっと調査をしまして、改めて御返事させていただきたいと思えます。

○戸田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 答弁ができないということだけ、きょうは趣旨説明だけにとどめるけど、そういうところは法的な問題で極めて責任が重いと思う、これは。だけ、県知事が今後、県議会でどげな議論になってくるか知らんけども、市はまだ議決したらんのに協定書を結んで、そのもとに知事が事務を動かすということになってくると県にも大きな影響が出てくる、僕はそう理解してる。僕が読んだ地方自治法の解釈では、締結するときも議会の議決が必要だが、廃止するときも議会の議決が必要、自治法には明確に書いてある。その入り口は何かといたら締結書なんで、締結書が2つも3つもあるわけじゃないです。この間メールで送られてきた案が事実上の地方自治法で定めておる締結書なんだ。そういうことが考えると、僕はそれを飛び越えて事務がひとり歩きしてるということになるんで、詳細の説明はできないということなんだけど、それきちんと法的な見解を含めて、言いわけでなしに説明してもらいたい。その資料提出してもらいたい。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

じゃあ、先ほどあったように詳細に説明する資料をまた後ほど提出していただければと思います。

じゃあ、資料5は終わります。

じゃ、資料6に入ってくださいと思います。

○塚田調査課長 そうしますと、最後の資料6番目でございます。これは中田委員から御要望があったものでございまして、第2庁舎の廃止など重立ったビジョンの中の動きについてもう少し丁寧に説明する資料をとということでございましたので、幾つかの考え方を抽出して改めて考え方について丹念に取りまとめたようなものでございます。

1点目は、本庁舎は、借地取得に向けた地権者との交渉を継続しながら当面、存続とい

うことで、再編の方針の1番目に掲げているものでございます。

これも議場でも答弁という形で申し上げておりますが、投資効果の観点からは、適切な時期（築45年程度）までに長寿命化改修を行うということが一番メリットがあるのではないかというふうに思っておりますので、この実現を念頭に、敷地の取得交渉に集中的に取り組むということを考えております。

また、これは合併後の懸案ということで、改めてこの庁舎の敷地の問題等を検討いたしました平成23年7月の米子市公共用地等問題検討委員会の本庁舎部会の報告書においても示されたものと同じものでございまして、後に市議会においても特別委員会を設置されてこれを検討されて、容認するというような結論に至られたところでございまして、基本的にはこの考えを踏襲するものだというように考えております。

2番目が第2庁舎の廃止でございます。

改めて書いておりますように、築44年の第2庁舎ということで、旧耐震の建物で、この検査もまだ行っておりません。検査も未実施ということで、老朽化への対応が喫緊の課題というふうになっておりました。しかしながら、長寿命化改修を行う場合、長寿命化改修を行って耐用年数の延伸を図る場合には、敷地の全てが借地でございますので、現時点において取得のめどが立っていない借地の上にあるものを長寿命化改修をしてということについて実施をいたしますと、令和15年度末の借地期限の延長を想定せざるを得ないということ、それと新築した場合の耐用年数は基本的に60年余りありますが、この長寿命化改修をする場合については30年かないし40年の耐震後の寿命を想定をしておるわけでございますが、この代替の措置として取り組んでおります糺町の新棟の整備につきましましては、先ほど来話をしておりますようにPFIのメリットに加えて、共同整備によるメリットというものも十分に確認をできるところでございます。そういったことも踏まえまして、この機に借地の解消に向けての前進できる絶好の機会であるということも踏まえまして廃止、除却という方針を出したものでございます。

次には、3として鳥取県との庁舎の共同整備等のメリットというふうに掲げております。

共同整備によります新たな施設への投資額の抑制、それと地域住民へのサービス向上や新たなサービスの展開を目指すべきであるというふうに理解をしております。

それで実は共同整備によるメリットというのは余りこれまでは触れてきておりませんが、かなり大きなものであるというふうに考えてございまして、本市が新棟において使用する面積、共用部分も含めて約1,800平米ほど予定をしております。この1,800平米と同等の機能を持つ建物を独自に整備しようとする場合、機械室でありますとか、共同で使う会議室やそういうものを独自に整備する必要もございまして、恐らく面積的には20%程度はふえるような格好になろうかというふうに思っております。単独整備をする場合に加えて比べますと、やはりこれぐらいの整備面積の差が出てくるということで、単純計算をしますと2,200平米ぐらいになるということで、整備費についても約10億円程度必要であろうと。そのことから考えますと、このたびの新棟整備、共同整備によって庁舎を整備することでおおむね80%程度の水準に抑え込むことができているということで、投資効果が十分であるというふうに見ております。

次には、想定される手法の経済性比較ということで掲げております。

鳥取県との庁舎の共同整備の場合、本市の負担額は7億8,000万でございまして、耐

用年数を60年とした場合に30年等となりますと約3億9,000万、30年のコストが3億9,000万。

単独整備する場合は、先ほどの想定に基づく計算というふうにはなりますが、約10億、9億9,000万。耐用年数60年とした場合の30年ということですので、約4億9,000万、約5億ということになります。

第2庁舎を長寿命化改修するときの整備費用ということで、長寿命化改修後に実際どれぐらい使用できるのかというのはなかなか正確に推しはかることはできませんが、少なくとも30年以上、30年ないし40年は使用できるんじゃないかと思っておりますが、ここでは30年としますと、整備費用は借地料も入れて約11億6,000万円で、仮にこれが40年としましてもそれを30年部分で抜き出しても約8億7,000万程度のコストになろうかということで、鳥取県との庁舎の共同整備におけるメリットというのは非常に確実に見てとれるものだというふうに思っております。

最後には、県市連携による効果ということで書いておりますが、先ほど来話をしとります県市協議会の中で具体的などういった効果、連携等の実際を今着手したところでございますが、現在のところはこういったことが想定できるのではないかというふうに考えております。

それと他市におかれましても県市連携による住民サービス向上の取り組みというのが先駆的な例でございます。

兵庫県の神戸市による法人関係税の共同窓口の設置ということで、私どもこれ西部県税事務所が本庁舎に入居されますんで、同様の取り組みは可能だというふうに思っております。

また、秋田県と横手市のワンフロア化の取り組みというのは、随分早くから積極的に行われておまして、経済分野や都市整備部門、こういった部門が県市の庁舎を共同利用したり、そういうような取り組みを随分進めておられるということがございます。以上でございます。

**○戸田委員長** 資料6について説明は終了いたしました。

質疑等がございましたら承りたいと思います。よろしいですか。

岩崎委員。

**○岩崎委員** これは質疑というよりも意見をちょっと言わせていただきたいなと思っております。

これ共同整備等のメリット等々大変わかりやすい資料かなと思っておりますが、いろいろ疑問点もあったんでしょけれども、それぞれが各委員もそれぞれ疑問点もあるとは思いますが、この辺でもしっかりと明らかにしていただいております、私の立場的にはこの共同整備を進めていきながら将来の本庁舎の位置の借地解消に向けて、ただ、当面はやっぱり第2庁の廃止ということを前提に考えると、これは進めていかなければならないという立場でおります。

改めてそのメリットとか県市連携による効果、想定でありますけれども、出していただいたので、これは認めていくんだらうないうふうに思っておりますので、私は立場的な意見として言わせていただきたいと思っております。以上です。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** きょうは資料の説明があつて、今、非常に岩崎さんの意見は今後の委員会の

審査の中でお互いがやっていこうということ、こういうふうに委員長が整理しないとけないと思いますね。

そこで、ここで聞いておきたいと思うんだけど、兵庫県の神戸市の問題も書かれておるけども、3/3のページに、これ神戸市というのは政令市ですね。何か都市の性格から見たときにどの位置に当たるもんですか、これ。政令都市に入りますか、神戸市は。

○戸田委員長 塚田調査課長。

○塚田調査課長 政令市。

○遠藤委員 なぜ聞いたかということ、事務の扱いについては政令都市と一般の自治体では事務の扱いの権限の範囲が違うんじゃないかと思うんですね。そういうことの検証を一つここで僕はしておきたいと思うんですね。やはり神戸市の政令都市が県と事務を協議してやっていく場合と政令都市でない自治体が同じような形で事務をやっていく場合との違いというのは僕はあるような気がするんです。どこも同じだかいね。だったら地方自治法でその団体の規格を決める理由はないわけであって、その辺がちょっとはっきりしないので、よそもやっとなりますよという説明だけでなしに、その団体が持つてくる事務権限というものがどういうふうに作用した結果、この事務対応行われてるのか、これはちょっと見にくいので、これを正確にちょっとわかるようにしてもらいたいということと、それから横手市、秋田県の、これもう少し具体的なものを、例えば地図で位置図とかいうものを含めてわかるようなものを資料提供してもらいたい、こういうふうに思いますね。それはいいんですか。

○戸田委員長 塚田調査課長。

○塚田調査課長 用意させていただきたいと思います。

○遠藤委員 それと問題は、僕は、これ後から審議の中で点検していこうと思ったから、この説明されてる中でビジョンに書かれてることとのイメージがちょっとわからないんだけど、ビジョンの中のシナリオで見ておると今年度から本庁舎の移転地の調査を始めると書いてあったと思うんですね。それはどういうふうに、やっぱりそれ残っていくんですか、もともとは。

○戸田委員長 塚田調査課長。

○塚田調査課長 残っていくものと承知をしております。

○戸田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それは今ここで書いておるこの言葉の中では整合性があるんですか。既に移転地を求めていることはここにおらないということを宣言するのと同じことじゃないですか。いや、ここにはおることがあるかしらんけど、移転地を求めていくということなんです。どっちなんです。

○戸田委員長 塚田調査課長。

○塚田調査課長 将来の移転の可能性もあるというような書き方をしていると思いますが、用地の取得交渉は何分にも相手がおありになることでございますので、必ずしも取得できるという保証はないわけでごさいますして、将来において本庁舎を移転せざるを得ないというような事態もありますので、そういったことも踏まえて候補地探しに着手をするというふうにビジョンには書いてございますので、これは矛盾するものではないというふうに考えております。

○戸田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 これについては、次の委員会で審議したいと思うけれども、前提状況を確認させてほしいんだけど、今の説明でいっちゃうと将来にわたって移転する可能性があるんで、ことしから移転地を探しますということに定めたということ。僕なんか普通考えると、ことしから移転地を調査に入りますということは、もうここにはいませんから、将来にわたってはもう移転せないけませんから、それはことしからそれやるんですよというふうに受けとめるんで、ことしからと書いてある部分がひっかかってるんです。将来について移転地を確保していくということについてやるというならまだわかりますよ。ことしから移転地の調査に入りますと書いてある。シナリオ読んでごらんください。ここに持ってきとるけど、わしは。

(「ございます」と声あり)

あるでしょ。だからその辺のこの流れとここで今説明された資料が整合性があるのかな。ことしからって書いてある。

○戸田委員長 塚田調査課長。

○塚田調査課長 繰り返しになりますが、私どもとしては矛盾するものではないというふうに考えておまして、本庁舎、これだけの規模の建物でございますので、仮に移転をするということになりましても用地の選考やその建物自体の計画や、そういうもの含めますとおおむね10年程度必要になるんじゃないかというふうに考えております。この建物が築37年でございますので、基本的に60年程度使用することを考えてもそんなに多くの時間が残って、移転するとなればそんなに多くの時間はあるわけではないというふうに考えておまして、そのことも踏まえた上で将来移転することになって慌てて土地を探すよりも適地があるんであれば今からそういうようなところを調査を進めていきたいと思います。ということで書かせていただいております、決して矛盾するようなことではないというふうに思っています。

○戸田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 これはこの委員会の審議に付したいと思います。

○戸田委員長 資料6、よろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 それで先ほど遠藤委員さんのお話があったように、岩崎委員さんの今、意見がございました。

委員長まとめということでございますが、これから今のレジユメの2に移りますけれども、調査項目の抽出についてを皆さん方に御審議いただければなと思いますが、そういう中で今後、委員会としては、やはり皆さん方の多角的な見地から御意見をいただいて、闊達な議論をしていければというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

それでは、レジユメの2の今の抽出……。

(「ちょっと」と遠藤委員)

遠藤委員。

○遠藤委員 次に入る前ですが、僕、議事録を起こしてもらって目を一通り通してみたんだけど、この中で資料提出について僕が指摘したことの内容のもんで、例えば市

長が言ってる20年間耐えなきゃならないという言葉を使った中で意見を出したときに私が追加したのは、20年間における大事業、規模の大きい公共事業というものはどういうものが発生するのか、そういうものについての資料提出をこのたび求めておるんですよね。これは今回提出されていません。私のほうが言ったのは、クリーンセンターの問題も発生しますよとか、プラザの問題も発生しますよとか、焼却場の最終（聞き取れず）も発生しますよとかいうこと一通り並べたけど、例えば今回体育館の問題出てますよね。それからこの庁舎の問題も当然出てきますよね。というものを多く拾っていただいたものの把握されておる予定ができるもの、その事業費を含めた事業名の提出してくださいよ、こうって僕、議事録に載ってると思うんだけど、これ検討してくれないんですか。

○戸田委員長 塚田調査課長。

○塚田調査課長 用意をさせていただきたいと思います。

○戸田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 だけん、言っとくけども、20年間、僕が言ったもんだけじゃなしだよ、20年を見越したときに、見通したときにどういうものの大型事業が予定されてくるかと、事業名と概算の事業費、これを求めとるわけであって、今、私が言った分だけを出してもらわない、それに加えてほかにあれば出してもらえということですよ。

○戸田委員長 よろしいですか。

中田委員。

○中田委員 私も同じ解釈を実はしてまして、要するに庁舎関係だけの計画の話ではなくて、前提が財政的に見た部分で中期財政計画の一部も出してもらってはいるんですけども、要するにさっき遠藤委員が言われたように、いろんなこれから予定されとる大型プロジェクトだとか支出の大きいものとかを背景にして庁舎問題をどう捉えるかということが絶対必要になってくるので、そこら辺はやっぱり出していただいて、見比べるというか、全体像つかみながら議論する必要があるかなと思います。

○戸田委員長 塚田調査課長。

○塚田調査課長 御要望ということで用意をさせていただきたいと思いますが、1点だけお断り申し上げますと、建築単価につきましてはこれまでのように標準的な建築単価を使わせていただくということを1点御了解をいただきたい。

それと改修工事等の着手時期でございますが、これについても基本的には本市の公共施設等総合管理計画に定められた築45年程度までに終えるというような格好でいついつまでというような格好を見繕いたいというふうに思っています。この点については御了承いただきたいと思います。

○戸田委員長 あとよろしいですか。

遠藤委員。

○遠藤委員 一つ、資料として出していただけるかどうか分からないけども、今単価の問題を述べられたんで、それに関連してちょっと伺っておきたいと思いますが、これは前に僕は全協の場で言ったのか、この委員会で言ったのかちょっと覚えておらんけども、確かに指摘したことがあるんだけど、官と民との建築単価ってすごく差があるんですよね。PFIで論議してるような話じゃないほど格差があるでしょ、開きが。それを僕は調べてほしいと思うんだけどね。例えば今回この第2庁舎の建築単価を出しておられるのは平米

45、50だったか。坪だ。坪で45万か。

(「平米で」と声あり)

平米か。平米で45万だな。

(「平米45万です」と声あり)

そうでしょ。それから市庁舎のほうの簡易な建てかえの分は20万円で定めておられる。それから糺町事務所の場合の米子市の負担分でいくと、69万かな、これは、1平米単価が、いうのが出てくるんですね。それで私は、なぜこんなに差がつくのかと。ちょっと簡易の分で20万で建てて、(聞き取れず)は耐用年数はどこまで見積もっておられての話なのかという、あるいは構造的にはどういう構造なのか。それから第2庁舎45万円というのはどういうことなんだ、その比較ですね。それから今度新しく県と市で共同で建てるというの69万かかる。この割った値ですが、単純に平米でね、そういうもんから見たときに実際の単価ちょっと42万になるけども、そういうものの比較がどこに違いが出てくるのかって一つわからない。

それから民間で、これは鳥取市でA Bホテル、日本海新聞さん報道してくれておりました、僕は読んだんだけど、これ10階建てを建てられて、駅の裏側に、延べ面積2,400平米で、投資額が5億6,000万円。これ1平米単価にすると24万円なんですわ。10階建てのホテルの建物が民間でつくったら平米24万円で、米子市は県と市で合わせてつくる3階建てが平米単価が43万する。この違いというのはどこから出てくるだろうかと僕、非常にこの数字見て思ったんで、いろいろありますよ、民間の手法のあり方では。ただ、これは県、官のやり方と違うわけ、ある程度わかるけども、だけど、これからの時代に本当に公共事業を展開していくためには民間のベースがそこにあるならば、よく官は民に合わせて盛んにたたかえけども、こういう公共事業のこういう単価のあり方なんかも含めて検討していくということを考えたらどうなんですか、これ。例えば24万でできるやつが45万でできるいったら20万、平米違います。20万違うということは坪にすると60万から違う。物すごい差ですよ、これは総事業費に関しては。ここのやっぱり比較をどう検討していくか。よって、PFIですと言うならまだ理屈は通る。だけど、PFI自身の土台が民間に比べたら物すごい差が出て、20万も。ここの検討は県、市を含めて僕は検討していかないと市民の皆さんに対して説明がつかんと思う。私も納得ができないな、正直。説明の内容が出てくればそういうことかというふうに受けとめるけども、平米24万で民間が10階建てのホテルつくるだよ。10階建てだよ。高層になればなるほど単価が高いと言われとうわけだ。4階建てまでだったら安くできます。だから4階以上の高層になりましたら単価ががらっと変わってきますよ。これが一般の市場価格の見解なんです。そういうことから考えると10階建てで24万でホテルができるのに、3階建てで45万かかる官の仕事というのはPFIで、この辺のところはちょっと判断できる材料つくってほしい。これ要望しときます。

○戸田委員長 以上でいいですか。

じゃ……。

(「済みません」と又野委員)

又野委員。

○又野委員 お金のことでちょっと、PFIになった場合、例えばどこが建設して、それ

の建設費が幾らだったとか、維持管理費が幾らだったとかというもしかしたらざっとした数字は出るかもしれないですけども、その内訳というのはちゃんと情報公開されるのか、議会のほうでもチェックできるような数字が出てくるのか、そこら辺わかれば。もしわからなければ今度2月のときに県から出てくる（聞き取れず）かでも、もしかしたらわかるのかもしれないですけども、議会のチェックが入らないような金額の設定の仕方というのはまずいと思うので、そこら辺ちゃんとできるようになってるのかというの教えていただければと。

○戸田委員長 答えられますか。

○塚田調査課長 いや、一度やはり2月末の資料をごらんいただいた上で、この部分について詳細がわからんかとか、そういうことは改めて県と相談の上にお示しできるものはしていきたいというふうに思いますので、まずは詳細資料、2月末を少し見ていただきたいと思っております。

○戸田委員長 よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 じゃ、当局退席してください。

〔執行部退席〕

それでは、きょうのレジュメの2の今後の検討項目の抽出について議題としたいと思います。

既に皆様方にお配りをしとると思いますが、資料7をごらんいただきたいと思います。資料7につきましては、私と今の議会事務局とである程度調整をかけながらたたき台をつくらせていただきました。

左の欄につきましては執行部からの説明があった今の庁舎再編ビジョンについての再編方針の8項目で、右側の欄を見ていただきますと前回の当委員会が発言された各委員さんの内容をそちらのほうに抜粋しております。そういうふうな内容を既に目を通していただいとると思いますが、前回の委員会ではそれぞれ各会派に持ち帰って、きょうある程度検討項目の抽出についてお決めいただくというような事務の流れでなかったかなというふうに思います。そういうような観点で皆さん方の忌憚のない御意見をいただければというふうにと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

遠藤委員。

○遠藤委員 僕は、庁舎再編ビジョンというものが示されておるんで、それを全体的にやっぱり審査をしていくということを前提にした中での項目であるべきだと思います。

それで私自身は、もう一通り協議する課題を絞り込みました。だからできれば各委員さんもこういう形でそれぞれつくっていただいて、それをお互いが交換しやこしながら協議できるような形をとっていただくといいじゃないかと私は思っています。

それで私の中にはここに書かれてないことも述べています。だけど、庁舎ビジョンというものの中に定められておることの項目は列挙してます。

○戸田委員長 遠藤委員さんの御意見はそういう形でございます。

ほかの委員さんの方の御意見いただければありがたい。

ちょっとじゃ、三嶋委員さん。

○三嶋委員 蒼生会のほうでは会派のほうで話し合ひまして、まず特別委員会ですので、

最終的に自己の主張を当局にやり合うのではなく、基本的には委員間同士で議論をしていくと。その中でこの委員会として最終的に何を市民の皆さんに報告していくのか、最後、委員長報告ということを取りまとめられると思うんですけども、その報告事項が決まらないことには議論に入れないんじゃないかというふうに思っております。それをきょう決めるということで議事を進められてると思うんですけども、その中でやはりこの示された庁舎再編ビジョン、そもそも委員の皆様御意見を伺ってますと庁舎が分散することがどうなんだですか、あるいは糺町庁舎についての疑義、PFI方式に対する疑義、いろいろあったかとは思いますが、我々の会派としましては基本的にはこの示された案のっとして市民の目線で、どのような市民に対してメリットがあるのか、そういった観点を検証を行っていくということで進めていかせていただきたいというふうに考えています。それが特別委員会の設置の検証というのが目的だと思いますので、そういった形で進めていただきたいというふうに思っております。

補足は岩崎委員から。

**○戸田委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** 補足といいますか、全く同じなんですけど、結局あんまり見えてないのがこの委員会の目的というか、ちょっといま一つみんなが多分同じ意識ではないだろうなというふうに勝手に私は思ってるんですけど、結局何をいつまでに調査していくのかということが本当に何かわからないまま、ただ、執行部案としては再編ビジョンを示された。それについてやっぱり検証も当然必要になってくるでしょうし、我々チェックしていかなくちゃいけないでしょうけども、そこら辺をちょっと意識を皆さんの意見、委員間での意見を合わせるべきなんだろうなと思っております。以上です。

**○戸田委員長** 今城委員さん。

**○今城委員** 私のところの会派でも話しましたが、まずこの再編ビジョンというものについてどのような市民の視点からの考え方などがあるのかということ、より市民の目線からいけばこういうことも盛り込んでもらいたいとか、こういう考え方もあるのではないかなということをしかりと検証していくということが本来の目的であるので、例えばこの案かいいとか悪いとか、もしくはこっちに賛成する、賛成しないというようなことをここで議論する場では全くないわけだし、議決をする内容もないので、ということになるとやはり市民の目線からこのことはどのようなメリットがあり、またこういう考え方を入れてほしいということをしかりとこの中で議論するということがいいのではないかなというふうになりました。

例えば先ほどの資料を説明いただいた中で、中田委員さんがおっしゃったんですけども、やっぱり2月に示されると言われる要求水準書の内容がというふうに、当局もそういうふうに言っていましたけれども、そういうようなものをきちっと見た上で、やはりこういう内容、こういう内容、こういう内容、市民のためには必要だからもっと考えていかなければならないのではないかなというようにしかりと検討する場がここであるべきかなというふうに思いますので、そういう内容について全体を通して検討していくということが必要なというふうに考えています。以上です。

**○戸田委員長** 中田委員さん。

**○中田委員** 私は、さっき遠藤委員も言われたけど、基本的にビジョンが出てるので、そ

のビジョンの検証というのがこの当委員会設置したときのやっぱり中心テーマだったと思うんです。まずこれをするということが肝心だと思ってまして、それでこの特別委員会設置前に当局が糶町の話だとか、この再編ビジョンの話が出たところから結局市民の皆さん方の中にはさまざまな臆測とか、それからいろんな正しいか正しくないかは別として、いろんな各種情報が混乱してて、正確な情報がきちっと伝わってないということもあった上でつくったと私は認識してるんですね、この特別委員会。つまりはこの特別委員会でこのビジョンに示されとることを正確に、いろんなことが書いてあるので、各委員というか、各議員のその受けとめ方もいろいろだと思うんですよ。いろいろだと思うけども、やっぱりそこを整理して正確な、ビジョンに書かれているものを正確に抽出すると。それが本当に当局が言うようなことなのかどうなのかを検証する、これが第一義的な話だと思ってるんですね。

それで私はそれがしたいので、資料6を要求したわけですよ。その資料6の中には、例えば投資効率の観点からという前提で耐用年数を延ばして継続して使用することが最も望ましいという結論づけをしてますね。だからそのためには敷地の取得がもう大前提だという話ですよ。これが前提だと。そうするとここの部分の前提となつとる投資効率の観点からというところで、さっき遠藤さんも私も要求しましたけど、想定される大型プロジェクトや支出の大きなものみたいなものも必要になってきたりとかということには言ったんですけども、まずこれをきちっとこの前提が本当にそうなのかということ进行分析できるようなやっぱり議論、材料を提出させて、いろんなこの前提を確認して、それでその上で議論するなら議論すればいいと思うんです。そういう順番で追っかけていかないと、最初からもうたくさんを羅列的に出しても私は話が進まんと思います。という考え方です。ですからまずここのところきちっと、追加資料も要望したので、そこから着手していくと。そのうち2月になったらさっき言った要求書のほうも出てきたりとかって新しい素材が出てくるじゃないですか。そういったことを順次追っかけていくような形で一番大事な根幹の部分の結論づけられとることをきちっと検証していくことからやっていくべきだと私は思います。

（「今、中田委員が言われたことの中で、僕はその検討検証する課題をもう既に列挙してますよということを言っとるわけだ」と遠藤委員）

**○戸田委員長** ちょっと順番に行きましょう。最後に。いいですか。

（「いいですよ」と声あり）

じゃ、又野委員。

**○又野委員** 私としても先ほど中田委員が言われた根幹の部分というところなんですけれども、この今回の再編ビジョンが何かわかりにくいといいますか、いろんな議論になってしまうというのが、本庁舎を実際、当面は存続って書いてあるんですけども、その後どうするかというのが借地問題をどうするかで変わってくるというところがあるので、なかなかまとまらないというのがあるんじゃないか、そしていろんな意見が出てくるのじゃないのかなと思います。

実際に市民の方に聞いても、新聞にも総合事務所のほうに移転するというのが出たときに、市庁舎全体が移転するというふうに思っとられる方もおられたみたいで、やっぱり市民の中では市役所はまとまってるもんだなという気持ちがあるということがそれには前提

としてあると思いますんで、やっぱりこの市庁舎を今後どうするのかというのをまずは固めていかないとこの全体の庁舎再編につながらないのではないかなと思いますんで、まず市庁舎をどうするのかというところを市民の意見も踏まえながら、どこに、例えば場所はどうか、そのためには借地の問題はどうかということが出てくるので、そこを急いでできないとは思いますが、多少時間をかけても市民意見を聞きながらこの場で話ができたらなと思っております。以上です。

**○戸田委員長** 遠藤委員さん、改めて。

**○遠藤委員** だけん、途中で切れたけど、今、中田さんが言ったとおり、ビジョンの内容が出とるんで、これをベースにした中で自分はどこのところ重点的に議論しますよということをつくっていけばいいじゃないかと思う。そんな載ってないもんまで引っ張り出きて議論は難しいわけだけん、それは追加資料があれば出してもらうということであって、だけど、これはもうそのビジョンにのっかってこれとこれとこれを検討することの項目を上げたよということをもうすでに表明したということ。できればそれをお互いがそういうもの出し合っていくと、ああ、中田さんこれやるんだなと、ならこれとこれを合うような判断とか、今城さんこれやるんだな、これもあるなとかいうことをお互いができて、その中で議論の幅が今度深まっていくんじゃないかという気がしとるんで、だから僕はそういうことの審査のやり方があってええじゃないかと思うんだね。

**○中田委員** ちょっといいですか。ちょっと意見交換ですから、だけん、ちょっと言うて決算と行革の委員会でやったときの……。

(「そうそうそうそう」と声あり)

ミックス版みたいな感じでイメージすればいいわけですね、遠藤さんの意見内容はね。

(「そげだ、それは」と遠藤委員)

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** それで今、中田さんが言われたものは過去の例の委員会の出しなっただけど、行政改革委員会のときに一番最初やったときに、大人数で、あんた委員長して、分科会をつくって、そのときに最終的、けども、行政改革委員会としてはこういう提言をまとめますよということ提起したわけだ。いろいろ意見の違いはあったけど、けど、やっぱり特別委員会も最終的にはそういうものを持っていかないとと思うだがん。

(「そうそうそうそう」と声あり)

言いつ放しではいけないし、叱りつ放しではいけないと思う。我々としてはいろいろやってきた結果、ビジョンはこう書いてあるけども、我々議会としてはこういう問題が見えてきて、こういう形のものにしたよということを提起するということは最終的にまとめにゃいかん。

**○戸田委員長** 西川委員。

**○西川委員** もう大体ほとんど遠藤委員が言ったんですけども、中田委員の言ってる中身含めてそういう方向性は当然だなと思ってます。

ただ、何と言いますか、視点ですわね、考え方。今回の庁舎問題についても市民目線という言葉もあるわけなんですけども、実際本当に市民の皆さんがこの問題を、話を聞きに来るときには全く違う場面もありますけども、結局市が分散すること自体にも意味がわからない。どうしてあの機能はこっち持ってくる、この機能はこっち持ってくる。そ

れでそういうのも中期的ですよというふうに言ってるわけなんだけど、じゃ、中期があれば長期がきちんと見えないと中期にならないですが。これはどんな民間の企業だろうが中期を示すということは、きちんと長期もあるからですよということになるわけであって、今後、本当に又野委員が言ったとおりに、どんな視点で物をやっていくのか、やっぱりきちんと出していかないと、取り組みの方法は先ほど中田委員と遠藤委員が言ったような取り組み方法でやっていけばいいなというふうに思ってますけども、市民を抜きにするような論議じゃなくて、やっぱり市民に対してどのようにというものがないと、ちょっと今回技法に走ってるなという感じが受けてます。以上です。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 各委員の皆さんに僕はぜひ添付してもらいたい、事前にですよ、個人の見解だけじゃなしにね、この再編ビジョンの中で書かれてることの中で僕は一つだけどうも腑に落ちないのは、位置というもの。例えばここに居座るというのは位置はもうここで決まっていますよね。だけど、この現在地が取得ができない場合は位置をどうするかという問題出てくるわけですよ。いわゆる移転ですよ。移転、位置。この位置というのは、行政や市長だけがここですよって決められるものかどうなのかということなんです。これ議論の一番入り口だと思うだ。そうなってくるとそれをならどこでどういうふうに決めていくのかということがこの全体的な庁舎議論の僕は大きな土台のような気がするんですよ。議決要件ですよ、位置というのが議会の。議会が議決しなければ位置は決まらないわけです。だから探してきたらここがいいですけど、ほんで議会が承認したかという議決でいくのか、いや、それはちょっと違うじゃないかという、僕はこのところの位置の決め方を公的に含めて我々議論する上で、ここで書いて市長と行政だけで決めて、決まったらそれが位置だという形になるのかどうなのか、これちょっと僕は一番議論の入り口になってくる部分があるんで、できれば考えておいていただきたいと思う。互い違いが起きないように。

**○戸田委員長** ほかにありませんか。

私もこういうたたき台をつくるに当たって相当苦慮しました。皆さんの意見いろいろあるでしょうし、それで前回の委員会の中でも中田委員さんのほうから、じゃあ、この本庁舎の現在の借地問題をどうするのかと。時限、用途を切って借地交渉に入るべきじゃないかというような形で副市長とのやりとりもあったんですが、今、遠藤委員さんや皆さん方もおっしゃるように、これが大きな問題であろうなというふうに私は認識しとるんですけども、そういうような大局的な考え方からいけばやはり特別委員会が設置された項目を鑑みれば、市庁舎建設に係る調査・研究に関すること、②が市庁舎再編ビジョンの検証に関することということで明記しとるわけですので、それらを踏まえて左端の庁舎再編ビジョンのいわゆる8項目を上げさせていただいたというのは私たちの考え方です。

それで改めて皆さん方の次回に、じゃあ、まとめて、それぞれの考え方を出していただきますか。

(「そうしてください」と声あり)

そうしますか。それで改めて集まって、皆さん方の意見を反映したものでまとめていくというようなスタンスでよろしいでしょうか。

中田委員。

○中田委員 そこは基本的にそれでいいと思う。

それで、ただ、そのほんなら2年間のやつを全部その間に出したやつを一遍に出す必要なくて、例えば時間軸が全部見なきゃいけないことってありますよね。例えば2つに分かれとって、取得できる場合とできない場合が書かれとって、できる場合はできる場合でここではここにおけるのが合理的だと、一番最もいいと書いてある。できない場合は、できない場合も想定して並行して、さっき遠藤さんが言いなつたように、候補地を調査しますよって書いてある。それって簡単にすぐ、ほんなら来月までに何とか決めてこいやという話じゃないので、だから議論の進め方の中で途中で出てくる素材とか、途中で検討が必要になってくる素材が当然出てくるので、当面必要な議論すべきことをまず出し合えばいいんじゃないですか。

○戸田委員長 大項目出いていただいて、それから後から付随でこういうようなことをしたいというような形で出していけばいいじゃないか。

○中田委員 そうそうそうそう。それでまた次はこげしよいという話をしてって。

○戸田委員長 それは皆さんの合意の中で。よろしいでしょうか。

じゃ、次回の委員会には、それぞれの皆さん方の大項目を出していただいて、改めて次回の委員会で検討項目をきちっと固めていきたいというふうに思いますので、皆さん方、御協力よろしくお願ひしたいと思います。

3の常任委員会との区分について、先ほど私のほうからも説明いたしましたけれども、予算権とかそういうのはいろんな考え方もありますけれども、当委員会の付議案件というのは先ほど言いましたような内容でございますので、これは改めて皆さん方と共有させていただければなというふうに思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 常任委員会、総務政策委員会ですよね、この庁舎問題に係る所管はね。

○戸田委員長 ええ。

○遠藤委員 そういう関係でいうと、予算議決に係る問題は特別委員会には関係ないと思うんです、これは。

○戸田委員長 ですね。

○遠藤委員 ただ、説明を求めることは、予算関係は別に求めることはあったとしても、議案として予算として上程する問題については、これは総務政策委員会であつて、我々はここでそれをいいか悪いかという議論をする場所ではないということだけは明確にここで分けておく必要があると思います。他はそれぞれ必要なときには意見を求めたりすることはできますよね。

○戸田委員長 そういう意味で改めて共有するということで出させていただきますので、皆さん方御理解をいただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 その他何かございますか。

〔「なし」と声あり〕

今城委員。

○今城委員 先ほどの抽出ということに関してなんですけども、行財政のときにあったみたいなフォーマット形で、皆で同じような形で、この項目についてこういうような内容で

みたいなあれば書きやすいかなというか、いかがでしょう。

（「出した上でそういうふうに分けたほうがええ。」と遠藤委員）

区分してもらったほうがいい。

（「出してから区分したら」と声あり）

じゃあ、それについてのほうがいいですね。

（「と思いますよ。というのが文書で書いてあるので、文書の中で出し方ってそれぞれ多分表現が違うでしょう。だけん、出た上で整理すればいいじゃないですか。」と中田委員）

じゃあ、それをお願いします。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

じゃ、以上で庁舎問題等調査特別委員会を終了いたします。御苦労さんでした。

**午前 11 時 52 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

市庁舎問題等調査特別委員長 戸 田 隆 次